

訪問入浴介護事業所概要

1.事業所の概要

事業所の種類	指定訪問入浴介護事業所		
事業所の名称	三股町社会福祉協議会訪問入浴介護サービス		
事業所の所在地	〒889-1901 宮崎県北諸県郡三股町大字樺山 3384-2		
事業所の連絡先	電話番号	0986-52-1246	
	F A X 番号	0986-36-7134	
	ホームページ	http://mimata-syakyou.or.jp/	
介護保険事業所番号	4571701194		
事業の目的	訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、介護職員(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。		
管理者氏名	小林 友和		
事業の開始年月日	平成 15 年 4 月 1 日		
指定の更新年月日	令和 14 年 3 月 31 日		
生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関(生活保護の介護扶助を行う機関)の指定	あり		

2.事業実施地域及び営業時間

通常の実施地域	三股町・都城市		
営業日	毎週月曜日から金曜日 ※土・日・祝(12/29~1/3)除く		
サービス提供時間	8 時 15 分から 17 時 00 分 ※営業日以外でも相談に応じます。		

3.職員の体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者兼従事者	介護福祉士	1 名		1 名
従事者	看護師	3 名	4 名	7 名
	介護福祉士	4 名		4 名
	2 級修了者		1 名	1 名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では看護師 1 名、介護職員 2 名体制にて訪問入浴車で利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況を判断して、全身浴または清拭、部分浴(洗髪)のサービスを提供します。

基本料金及びその他の利用料は下記のとおりです。負担割合については介護保険負担割合証にて確認させていただきます。(法改正により、利用料金の変更もあります)ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

基本料金(1 回あたり)	1 2,660 円
初回加算(初回 1 回のみ)	2 0 0 円
サービス提供体制強化加算 I (1 回あたり)	4 4 0 円
介護職員等処遇改善加算 III	上記月合計金額の 1 0.1 %
看取り連携体制加算(1 回につき)	6 4 0 円

5. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	主任 中村初菜 電話番号 0986-52-1246
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8 時 15 分～17 時 00 分

(2) 円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順

- ① 苦情・相談の窓口担当者が、苦情・相談を受付、内容を聴き問題点を整理し、その段階で解決できると判断されるものはその場で解決します。
- ② 上記の窓口担当者の判断では解決が困難な場合は、処理を保留し、管理者及び苦情・相談の対象となっている部署の責任者と協議し解決します。
- ③ その上で解決が困難な場合には、下記の相談機関への申し立てができる旨を伝え、当該係争事案の概要を県当局に伝えその指示を仰ぐものとします。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

三股町役場 高齢者支援課	所在地 宮崎県北諸県郡三股町五本松 1 番地 1 号 電話番号 0986-52-9062
宮崎県国民健康保険団体 連合会 苦情相談窓口	所在地 宮崎市下原町 231 番地 1 号 電話番号 0985-35-5301
宮崎県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化 委員会	所在地 宮崎市原町 2 番 22 号 電話番号 0985-60-0822

6.介護報酬加算の状況

高齢者虐待防止措置実施の有無	基準型
特別地域加算	なし
中山間地域等における小規模事業所加算	非該当
認知症専門ケア加算	なし
サービス提供体制強化加算	加算Ⅰ
介護職員等処遇改善加算	加算Ⅲ

7.介護職員等処遇改善加算の見える化要件

本事業所では職員の賃金体系の整備、計画的な研修機会の提供など職場環境整備を行い処遇改善加算の算定要件を満たしていることから以下の処遇改善加算が適用されます。

介護職員等処遇改善加算	加算Ⅲ
-------------	-----

職場環境等要件 見える化要件に基づき具体的な取組について公表します。

入職促進に向けた取組	事業所の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
腰痛を含む心身の健康管理	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
生産性向上のための業務改善の取組	厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている 職場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している 5S活動(業務管理手法の1つ、整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善